

連結財務書類にかかる注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

原則として取得原価により計上し、取得原価が不明なものは、原則として再調達価格とします。ただし、昭和59年度以前に取得したものは、取得原価不明とし、再調達価格としています。また、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものについては、原則として備忘価格1円としています。なお、物品は、地方自治法第239条第1項に規定するもので、取得価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に、その取得価格を資産として計上しています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

償却原価法（定額法）

② 市場価格のある有価証券等

財務書類作成基準日における時価により計上しています。

③ 市場価格がない有価証券等

出資金額により計上しています。ただし、実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価額で計上しています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づき、定額法により算定しています。主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6年～50年

工作物 10年～60年

物品 3年～20年

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金の徴収不能に備えるため、過去3年間の平均不納欠損率等により徴収不能見込額を計上しています。

② 賞与等引当金

職員に対する翌年度6月支給予定の期末勤勉手当並びに、それらに係る法定福利費相当額の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において発生していると認められる金額を計上しています。

③ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

a) 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料

総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)については通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

b) a) 以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金・普通預金・定期預金

なお、現金・普通預金・定期預金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式により処理しています。

ただし、一部の連結団体においては税抜方式により処理しています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法

2 重要な会計方針の変更等

該当する事象はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

該当する事象はありません。

5 追加情報

(1) 対象範囲 (対象とする団体名)

団体名	区分	連結方法	比例連結割合 又は出資割合
奥能登広域圏事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	組合側にて按分
のと鉄道運営助成基金事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	-
輪島市穴水町環境衛生施設組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	61.82%
石川縣市町村消防団員等公務災害 補償等組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	10.51%
石川縣市町村消防賞じゅつ金組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	5.78%
石川北部アール・ディ・エフ 広域処理組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	6.46%

団体名	区分	連結方法	比例連結割合 又は出資割合
石川県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	3.18%
公益財団法人白米千枚田景勝保存 協議会	第三セクター等	全部連結	100%
輪島温泉観光開発株式会社	第三セクター等	全部連結	50%
一般財団法人日本海むら開発公社	第三セクター等	全部連結	100%
有限会社門前生活環境	第三セクター等	全部連結	100%
公益財団法人輪島漆芸美術館	第三セクター等	全部連結	50%
株式会社まちづくり輪島	第三セクター等	全部連結	50%
へぐら航路株式会社	第三セクター等	全部連結	25%

連結の方法は次のとおりです。

- ① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ② 地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。
- ③ 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体（出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が 25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（令和5年4月1日～令和5年5月31日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

売却可能資産の範囲は、翌年度予算において、財産収入として措置されている公共資産としています。今年度は、該当する資産はありません。

(4) 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しないことがあります。